

様

# 決議書及び要望書

令和7年9月  
宮城県市長会



宮城県の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

宮城県内14市をもって構成いたします宮城県市長会は、去る8月27日に宮城県市長会議を開催し、各市からの議案を全員一致により要望事項として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宮城県市長会

会長 気仙沼市長 菅原 茂



## 宮城県市長会名簿

| 職名    | 氏名   | 役職  |
|-------|------|-----|
| 気仙沼市長 | 菅原茂  | 会長  |
| 富谷市長  | 若生裕俊 | 副会長 |
| 名取市長  | 山田司郎 | 副会長 |
| 栗原市長  | 佐藤智  | 副会長 |
| 東松島市長 | 渥美巖  | 監事  |
| 岩沼市長  | 佐藤淳一 | 監事  |
| 仙台市長  | 郡和子  | 顧問  |
| 大崎市長  | 伊藤康志 | 顧問  |
| 石巻市長  | 齋藤正美 |     |
| 塩竈市長  | 佐藤光樹 |     |
| 白石市長  | 山田裕一 |     |
| 角田市長  | 黒須貫  |     |
| 多賀城市長 | 深谷晃祐 |     |
| 登米市長  | 熊谷康信 |     |



# 決 議 書

宮 城 県 市 長 会

## 決議書提出先

【東日本大震災からの復旧・復興に関する決議】

復興大臣

## 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 14 年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け着実に歩みが進んでいる。

第 2 期復興・創生期間の最終年度となる令和 7 年度においては、次の 5 年間（令和 8 年度～12 年度）に向けて、復興の基本方針を見直すこととされているが、ハード事業の整備は概ね終了したものの、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

#### 1. 災害援護資金の償還期限の延長等について

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。

よって、災害援護資金の償還について、本年 4 月の政令改正により自治体の国に対する履行期限の延長方針が示されたが、その期間については阪神・淡路大震災の例に鑑み、相当長期とすること。また、回収困難な事例に対する償還免除の要件を緩和すること。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について、財政支援の実施、または国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

#### 2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災被害により心のケアや学習上の支援が必要な児童生徒に対し、よりきめ細やかな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、養護教諭を含めた加配教員による支援を継続すること。
- (2) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金に代わる補助金等の創設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (3) 被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性に差があるなど、様々な課題が明らかとなったことから、災害規模や世帯状況等に関わらず支援の対象範囲及び上限を拡充するなど、総合的な制度の見直しを図ること。

#### 3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (2) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となっていることから、第 3 期復興・創生期間においても、防災集団移転元地の土地利用の推進や草刈り等の維持管理費に対する新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。
- (3) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる

地域を創造するため、「地方創生 2.0」にも資する被災地への新産業の集積や政府関係機関の地方移転について、国が主体となって特段の措置を講じること。

- (4) 東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買戻し期限を迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業者再生支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための融資に応じるよう、継続的に国から要請すること。
- (5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、令和5年度の第14回公募をもって新規公募が終了となり、事業の完了期限も令和7年度内とされているところであるが、本補助金は津波で甚大な被害を受けた沿岸市町にとって、地元企業の事業拡大や企業誘致による工場等の新增設の強力なインセンティブになっていたことから、引き続き、移転元地の利活用や雇用創出など、真の復興を成し遂げるため、津波被災地に特化した企業立地を促進する同様の効果を有する制度を創設すること。併せて、制度の活用期間が明示されることで、企業側の計画的かつ具体的な立地検討につながり、企業誘致の強力な武器になることから、復興庁設置期間である令和13年まで実施することとするなど、数年先の補助金継続を前提とした期間を示すこと。
- (6) 東日本大震災復興特別区域法の特例措置については、区画整理事業地内の空き地や移転元地の利活用を促すとともに、誘致企業や既存企業の設備投資に係る負担軽減を図り、魅力ある就労環境の整備と新たな雇用の創出に大いに寄与してきた。本措置の適用期限は令和7年度末までとされているが、現在、新規投資を検討しているものの、建築費高騰の影響などにより、令和7年度末までに事業用設備等の取得が完了しない事業者が多く存在することから、令和7年度末までに東日本大震災復興特別区域法施行規則に基づく県又は市町村の指定を受けた事業者であれば、事業用設備等の取得が令和8年度中になったとしても同様の税制上の優遇措置や地方税の減免による減収補填措置等の特例措置が適用されるよう移行措置を講じること。

#### 4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。また、国は指定廃棄物の処理が進まない現状を鑑み、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の見直しを図ること。  
8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。
- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援にとどまらず、国の責任において処分すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分及びその処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 国として原発被害をことさら福島県等に限定しないこと。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。

さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。

- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけの対策では限界があることから、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加していることから、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。
- (6) ALPS 処理水については、海洋放出以外の処分方法ならびに、トリチウム除去技術の継続検討を行うこと。一昨年からの処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生しており、引き続き、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進め、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を行うこと。輸入規制措置を行う一部の諸外国に対し、規制の解除、緩和が図られるよう働きかけること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和8年度以降も国の予算措置を継続すること。



# 要 望 書

宮 城 県 市 長 会







## 公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市において様々に対応せざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは 5 兆円規模の極めて低い水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者 2 名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は 1 万 9,600 棟を超えるなど、幾多の生命と財産が失われ、地域で暮らす住民の不安が非常に高まっている。

国民の生命・財産の保護は、行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化するインフラ・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。特に、県内においては、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風で決壊した河川堤防が、令和 4 年 7 月 15 日からの大雨により短期間のうちに再び決壊している自治体もあることから、気候変動を踏まえた流域治水を強く推進していくことが重要になっている。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 国土強靱化施策を総合的かつ計画的により一層強力な推進を図るため、公共事業関係費を当初予算ベースで平成 21 年度以前の 7～8 兆円規模にまで回復させ、長期的・安定的に確保すること。
- 2 地方創生のため、地域の多様なニーズに対応する経済対策として幅広く活用できる補正予算を編成し、事業を推進すること。
- 3 災害に強い道路の構築など事前防災・減災対策を強力に推進するとともに、急速に老朽化が進行する道路施設等の予防的、計画的な修繕のために、老朽化対策費用について予算を拡充すること。また、点検に係る費用について、市町村の負担軽減を図ること。加えて、公共施設等適正管理推進事業に関して、制度を継続すること。
- 4 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度の災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 5 緊急自然災害防止対策事業及び緊急防災・減災事業を継続し、対象事業及び財政措置の一層の充実・強化を図るとともに、本制度を恒久化すること。

- 6 越水や堤防が決壊した河川などリスクの高い危険箇所について、緊急的かつ強力な防災・減災対策のため、堤防の質的強化やかさ上げ、河道掘削など原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ること。
- 7 迅速な災害復旧及び災害の防止を徹底させるために、資機材の充足及び地方整備局や河川国道事務所の人員体制の充実・強化を図ること。
- 8 予算概算決定等を公表する際に、自治体の翌年度以降の事業計画を見据えるため、自治体への予算配分の目安を予め公表すること。
- 9 第3期復興・創生期間においても長期安定的な道路整備・管理が進められるよう安定的な道路予算を確保すること。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的な事業推進を図るとともに、本年6月に策定された第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、国土強靱化の施策の実施に必要な予算を通常予算とは別枠で確実に確保すること。
- 10 流域治水の推進にあたって、河川整備計画を着実に推進するとともに、堤防決壊による大規模な浸水被害が発生しても被害を軽減し、迅速に復旧するため、生活や生業の再建に係る財政措置等の支援制度の柔軟な運用・拡充を図ること。また、流域治水の思想に即した、省庁の垣根を越えた交付金制度・事業補助制度を新たに創設すること。

## 地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について

地上デジタル放送への移行に伴う国の支援として、共同受信施設（共聴組合）に対し、新規の施設整備と既存のアナログ設備改修を進めてきたが、既存のアナログ設備の改修では、国の補助制度上、アンテナの交換など必要最小限の改修しか認められなかったため、事業の対象外とされた既存ケーブル等が老朽化し、改修が必要な状況が生じている。

しかしながら、機器更新には多額の費用がかかることから、老朽化に伴う改修が進まない状況にあるほか、高齢化に伴い、共聴組合の加入世帯が減少し、維持管理費の負担増加も懸念されているところである。

また、地理的条件などから共聴施設対策や高性能アンテナ対策等の手段が講じられず、やむを得ず光回線を利用し、地上デジタルテレビ放送を視聴している世帯にあっては、毎月自己負担が発生しており、平等な情報享受の面で課題となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 共同受信施設の老朽化及び自然災害に伴う機器更新費用並びに維持管理費用について、補助制度を創設すること。
- 2 地理的条件などの理由から、やむを得ず自己負担により、地上デジタルテレビ放送の視聴を光回線で利用している世帯に対する補助制度を創設すること。

## 松島基地周辺対策の促進について

本県所在の航空自衛隊松島基地は、F-2戦闘機パイロットの実戦部隊配置前の最終訓練を担う第21飛行隊が所属しており、同機の飛行訓練については日夜基地所在自治体上空を飛行しているため、航空機騒音により住民の日常生活に支障を来しているほか、土地利活用が制限されるなど市勢発展にも大きな影響を及ぼしている。

また、戦技研究及び航空自衛隊の広報を担う第11飛行隊によるT-4ブルーインパルス機が市街地上空でアクロバット飛行を行っていることから、住民も飛行機事故による不安を感じている。

さらに、松島基地が米国主催訓練として、今年の「ヴァリアント・シールド 2024」に続き、本年7月22日から30日まで「レゾリュート・フォース・パシフィック」に使用され、米軍機F-35戦闘機が展開するなど、松島基地を取り巻く環境が昨年から大きく変化が生じてきていることに住民は騒音や安全対策に一層の不安を感じている。

そのような中であっても、国際情勢に鑑みれば訓練は必要であり、松島基地が我が国の防衛の要を担うためには、基地の安定的な使用が不可欠であり、その任務遂行には住民の理解と協力が必要である。

よって、松島基地周辺対策に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 航空自衛隊松島基地所在に伴う民生安定施設の助成事業について、今後も当該助成を活用して整備を進めるにあたり、特に建物改築においては、昨今の社会情勢の変化・要望等に対応し放課後児童クラブ等の対象の拡大と定額補助から定率補助への変更など改定はされているが、今後も社会情勢等の変化などを踏まえ補助対象施設の拡大と補助率の引き上げを行うこと。
- 2 特定防衛施設周辺整備調整交付金については、基地所在自治体中心部の南側部分の大半が基地として使用され、市街地拡大による住宅地開発が進まないなど土地利用における制限がかけられていることや、市街地上空での低空飛行による危険度の高いブルーインパルス訓練が実施されているなどの特殊性を考慮し、同交付金を増額すること。
- 3 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、固定資産税の代替的な財政補給金として、国の予算総額の7割が対象国有財産の価格で按分され、残りの3割については対象国有財産の種類、用途及び市町村の財政状況等を考慮し算定されている。  
しかし、基地所在自治体への交付金額は、国全体の交付金額及び基地所在自治体の固定資産税徴収額が増加しているにも関わらず、平成10年度の2億7,096万円から令和6年度には1億7,826万円と34%減額されており、国全体の交付金額等と比例していないため、実情に合わせ同交付金を増額すること。  
また、航空自衛隊の飛行場周辺は、騒音区域の関係で市街化区域の拡大ができないほか、滑走路の延長線上の区域も土地利用に様々な制約があることから、これらの状況も考慮の上、一部非対象資産となっている土地、建物、工作物についても対象資産に含めること。

## 災害時の自主防災組織の補償制度の整備について

災害時において、自主防災組織の構成員が避難支援活動中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になっても、多くの避難支援活動が消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に基づく消防団員等公務災害補償等共済基金からの損害補償の補填を受けられない状況に置かれている。

災害対策基本法第 84 条の規定では、市町村長又は警察官等の命令により、応急措置の業務に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、その損害の補償をしなければならないことについて定められている。

しかし、認定機関である消防団員等公務災害補償等共済基金によれば、災害対策基本法第 84 条に規定する応急措置従事者の要件として、「その現場での市町村長等からの指示であって、事前に約束されたものではない」との見解が示されている。

このため、自主防災組織の構成員の避難支援活動は、従事要請のない任意の活動が中心になることから、消防団員等公務災害補償等共済基金の対象とならないことになる。

災害対策基本法第 5 条において、市町村の責務として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成し、その責務を遂行するにあたり、自主防災組織の充実を図るよう努めなければならないとされており、市町村は、全地域に自主防災組織の設立を働きかけてきている。

昨今の自然災害の発生が頻発している状況に鑑み、今後、大きな災害が発生した場合に、多くの避難支援者が安心して活動できる環境を整備し、避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、自主防災組織が事前に市町村に活動員名簿を提出した場合等、公的な損害補償が適用になる制度への見直しを行うよう要望する。

## 国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について

国は、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員など地域において、社会福祉の増進のための相談業務、人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚のための業務、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談業務を担う職を、市町村からの諸手続きを経た上での推薦を受け委嘱している。

これらは法制度創設後、長い歴史を経て現在に至っている職であり、委員就任者はその職設置の目的に鑑み鋭意活動を行ってきたところであるが、制度発足時とは、取り巻く社会環境が大きく変化し、認知症高齢者への対応や児童虐待、ひきこもり、いじめの問題等、さらには東日本大震災以降、地域の絆の重要性が求められており、対応すべき問題が複雑かつ多岐にわたる状況となっている。

こうした状況下にあるものの、年齢制限等の要件もあることから、各委員の持続的な人材確保に非常に苦慮している状況にある。

よって、全国的な委員の推薦事務の状況、課題を把握するとともに、持続的な人材確保を図るために、活動範囲の整理や制度及び活動の理解促進、活動費の更なる増額の検討等、活動環境の整備に向けた必要な措置を講じるよう要望する。

## 水産・水産加工業における人手不足解消について

令和5年11月、国が設置している「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、現行の外国人技能実習生制度を廃止し、人材確保及び人材育成等を目的とした「育成就労制度」を設けることを柱とした最終報告書が法務大臣に提出された。令和6年6月21日には「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、令和9年6月までに育成就労制度が施行されることとなっている。

本県における外国人技能実習生は、基幹産業である水産・水産加工業の持続可能な発展を可能にするため、慢性的な人手不足の中での貴重な担い手であり、地域社会を共に支える人材として、今後これまで以上に必要な存在だと考えている。しかし、現行制度において、制度利用可能な業種が限定的であり、受入人数についても全国一律の設定で地域の実情が反映されていない。

また、実習生の受入事務にかかる作業の複雑化、研修費等のコスト増加も課題となっている。

よって、新制度への移行にあたっては下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 実習生を受け入れる職種に水揚げ作業を担う水産卸売業を加えること。
- 2 地域の実情に沿った受入人数枠を設定すること。
- 3 煩雑かつ複雑である受入に係る申請手続きを簡素化すること。
- 4 増加が見込まれる監理費や研修費等のコストに対する財政支援制度を創設すること。

## 公共施設等適正管理推進事業債について

各自治体の公共施設は、建築から 40 年以上経過した施設が多数あり、老朽化による施設の更新時期を迎えるとともに、平成初期に建築された施設についても、大規模改修・更新時期を迎えているところである。そのような施設の今後の管理・更新を計画的に実施していくため、「公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画（長寿命化・再配置計画）」を施設の種別ごとに策定し、施設更新等を進めることとしている。

そのような中、国においても、地方自治体の施設再編・長寿命化に対する動きを支援するため、「公共施設等適正管理推進事業債」を創設するとともに、令和 3 年度には、当該地方債の内容拡充及び事業期間の延長が行われ、令和 8 年度までの措置となった。

各自治体は、計画に基づき、長寿命化や再配置・統廃合に向けて事業を推進しているが、各地区に設置している施設（小中学校、公民館等）については、地区住民との調整に多くの時間を要すること、また、多くの施設を抱えているため、短いスパンでの施設の更新等が難しく、財政負担の平準化を図るためには、長期的なスパンで施設の更新等を検討しなくてはならないことから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

公共施設等適正管理推進事業債について、事業期間の延長または恒久的な財政措置を講じること。

## デジタル活用推進事業債について

人口減少が進展し、地域の担い手不足が深刻化するおそれがある中で、地方創生や効率的な行政運営に取り組む地方公共団体にとって、行政のデジタル化は喫緊の課題である。この現状を鑑み、地方公共団体の自主性・主体性を最大限発揮した地方創生への取組は、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、地方創生推進費や新しい地方経済・生活環境創生事業費などにより、地方公共団体のデジタル化への取組を支援している。

そのような中、令和7年度地方財政対策では、自治体DX・地域社会DXの取り組みを加速するため、地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備に活用できる「デジタル活用推進事業債」が創設された。この地方債では、システム導入費や情報通信機器等の整備及び地域の課題解決を図るためのシステム導入費などが対象事例として示されており、行政運営の効率化を図る場合であっても、庁舎等におけるLAN整備のような公用の整備を対象外としていることから、事業活用の支障となっている。

多くの住民が利用する行政庁舎のデジタル化を進めることは、今後のDX推進にとっても重要な取り組みであるとともに、職員の働き方改革を一層進め、行政の効率化による担い手不足を解消する大きな推進力となることから、下記のとおり要望する。

### 記

デジタル活用推進事業債の対象事業を幅広く設けることとし、行政事務の効率化を可能にする行政庁舎のネットワーク改修などにも活用できるようにすること。

## 文化財保護関連事業について

文化財保護法第1条において、「この法律は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とされ、同法第3条においては、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」とされ、国、地方公共団体等がそれぞれの役割を果たすこととなっている。

文化財保護法第93条では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等による掘削を行おうとする際には、文化庁長官に届出を行い、必要に応じて発掘調査等の実施が指示されると規定され、同法第99条において、「国は、地方公共団体に対し、発掘に要する経費の一部を補助することができる。」と規定されている。

この国庫補助制度の補助率は2分の1とされているが、近年、満額に満たない交付額となっており、交付額が少ない自治体によっては一般財源で賄っている状況にある。

埋蔵文化財包蔵地が幅広い自治体においては、今後も文化財発掘調査が続くことから、将来において地方財政をひっ迫させる恐れがある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 埋蔵文化財発掘に係る補助事業の制度見直し等を含めた必要な措置を講じること。
- 2 自治体の財政がひっ迫しないよう、適正な財政支援を講じること。

## 行政のデジタル化への財政支援について

行政のデジタル化は、住民サービスの利便性向上や業務の効率化を図る上で不可欠であり、国の「自治体 DX 推進計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、さらには「地方創生 2.0 基本構想」においても、その推進が明確に求められている。

これを受け、自治体では行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの利活用、システムの標準化・共通化、AI や RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入など、さまざまなデジタル施策を進めている。

一方で、こうした先進的な取組を支える情報システムの多くは、現在、クラウドサービスを中心とした提供形態へと移行しており、導入後も継続的に費用が発生するクラウド利用料をはじめとしたランニングコストの負担が極めて大きくなっている。

住民情報システムや文書管理システムなど、基幹系システムのクラウド化に関する取組状況は基準財政需要額の算定に反映されている一方で、「書かない窓口」などの先進的な取組については、算定に反映されていないのが現状である。

実際、ガバメントクラウドへの移行に際しては、従来のシステムに比べて経費増が見込まれており、加えて保守・運用やセキュリティ対策に係る費用も恒常的に発生することから、新たなシステム導入が進むほどに一般財源への負担が増大し、結果として財政の硬直化を招くというジレンマに、現在多くの自治体が直面している。

デジタル社会の実現は、全国すべての自治体が歩調を揃えて取り組むべき国家的プロジェクトであり、持続可能な行政サービスの基盤となるものであるが、その実現に向けては、初期導入段階の支援にとどまらず、ランニングコストに対する安定的かつ継続的な財政支援が不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

自治体が導入するデジタルサービスに係るクラウド利用料、サブスクリプション費用、セキュリティ対策費等のランニングコストに対して、恒常的かつ実効性のある財政支援制度を創設・拡充すること。

## 地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、自治体病院を取り巻く経営状況は、人件費、医薬品費、燃料費等エネルギー価格の高騰に伴い経費負担が増加しており、経営の健全化に向けなお一層努力しているが、病院施設の老朽化や医療設備の更新等多額の費用を要することから、自治体病院の多くは経営破綻の危機に瀕している。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）や6事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

特に救命医療については人員確保、設備の維持など多額の経費を要し、持続性への懸念が高まっている。

よって、地域医療の充実及び持続性の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療をはじめとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。
- 3 自治体病院の経営安定化につながるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
- 4 平成15年度から病院事業債の繰出基準を2分の1に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3分の2に還元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。また、地方交付税の算定においては、緊急時のバックアップ機能の維持に着目し、許可病床数を算定の基礎とすること。
- 5 県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 6 周産期医療の安定的な供給体制確立のため、地域の拠点医療機関への小児科医、産科医等の医師を確実に配置すること。
- 7 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなど

より、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、さらなる啓発を行うこと。

- 8 地域ごとに診療科別必要医師数を配置する施策を確立すること。併せて良質な医療を提供するために医師及び看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の確保及び定着が図られるよう財源措置を講じること。
- 9 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築するなど、各種支援措置を講じること。  
また、働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策など、医療体制の一層の整備を図ること。
- 10 現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。
- 11 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにも関わらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急を実施すること。
- 12 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、無床診療所の休日夜間急患センター及び小児初期救急センターを対象にしているが、医師不足や働き方改革により交代勤務が可能となる地域の基幹病院において同機能を持つ場合も対象とすること。
- 13 救命医療について、地域ごとの長年の医療体制の整備過程によってその費用負担の在り方が決定し、公平な負担割合となっていないことから、当該医療機能を享受するすべての市町村で公平に負担することとなるよう、費用負担の指針を示すなど市町村間での合意形成が円滑に進むような対策を講じること。
- 14 自治体病院における電子カルテシステムの整備に伴うクラウド利用料などの情報処理費用に対して交付税措置を講じること。
- 15 病床数の適正化（ダウンサイジング）を進めるため、同一病棟での混合病床に対応した看護師配置基準の特例が認められるように措置を講じること。
- 16 地域医療構想の実現に向けて、関係者間で丁寧な議論を行いながら、国及び県

が主体性を持って推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。併せて病院施設や医療設備の改修及び更新に十分な財政措置を講じること。

- 17 障がい児・者歯科診療において、診療を行う際に患者が静止状態を保つことが困難な場合には、静脈内鎮静法や全身麻酔が必要になるなど、通常診療より人的、設備的に負担が多くなるため診療及び設備整備に係る経費について財政措置等の支援体制を早急に講じること。
- 18 地域医療の充実及び持続性の確保のため、市町村が独自に行う医療機関への財政支援等を含む体制整備に対して、財政措置を講じること。

## 介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者が増加の一途を辿っていることに伴い、給付費が増大し、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しが不可欠である。

よって、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、東日本大震災からの復興状況も踏まえながら、十分な財政措置を講じること。
- 2 財政支援が必要な保険者それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政支援を行うなど、十分な財政措置を講じること。
- 3 介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、介護人材の確保及び介護職員の処遇改善に向けて、訪問介護をはじめ、より適切な水準の介護報酬を設定するとともに、利用者及び自治体の負担軽減を図るため、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 4 地域医療介護総合確保基金については、在宅医療・介護連携のための情報システムの導入・整備や医療・介護人材の確保といった事業が対象とされているものの、必ずしも地域の実情に応じ、主体的に事業の推進を図ることができる仕組みとなっていないことから、国と都道府県との連携の下、市町村において柔軟な活用が出来るよう運用の改善を図ること。
- 5 介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤の整備について、必要な財政措置を講じること。
- 6 平成 27 年 4 月から公費による低所得者の保険料軽減制度が導入されたが、給付費の増加等による保険料の上昇傾向が今後も予想されるため、低所得者をはじめとした保険料や利用料の軽減策について、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 7 介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業へ移行されたことに伴い、地域格差が生じることがないように、市町村が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう適切な支援を行うこと。
- 8 電算システム改修をはじめとした市町村による事務処理体制構築にかかる費用について、地域の実情に配慮し、十分な財政措置を講じること。
- 9 国が定める標準的な所得段階別対象者の条件のうち、基準額より所得の低い者の条件から、「世帯の課税状況」を除き、本人所得のみを対象とすること。

## 医療費助成制度の充実強化について

子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乘せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。宮城県内においては、9割以上の市町村で対象年齢を18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し実施しているが、それに対する県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

子ども医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されている一方で、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者にとって経済的負担となっている。

地単公費の現物給付化については、患者が一時的に窓口負担なく円滑に受診できるようにいわゆる現物給付化の取組みを段階的に進めるとされており、医療費助成の受給者証や診察券とマイナンバーカードの一体化について運用開始時期の目標が示されているところだが、本運用開始時期の明記までは至っていない状況である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 全国一律の「子ども医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差が生じることのないよう少子化対策としての子ども医療費への支援措置を国の責任において講じること。
- 2 国民健康保険に係る国庫負担金について、母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度の対象となる18歳以上の者に係る基本交付額から地方単独事業波及増額分を減額して交付する療養給付費等負担金減額措置を廃止するなど、財政支援の充実を図ること。

## 医療的ケア児の支援の拡充について

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族を社会全体で支えること、地方公共団体は、医療的ケア児等に対する支援に関する施策を実施する責務を有することが明記された。

国においても、障害福祉サービス等報酬改定や医療的ケア児総合支援事業等、種々の支援に取り組んでいただいているところであるが、医療的ケア児は障害者手帳等を所持していない児童や重症心身障害児など、一人ひとりが様々な状況を抱えており、それぞれの状況にあった多様な支援を行うことが必要である。

しかしながら、医療的ケア児が既存の福祉サービスを利用しようとしても、サービスを提供する事業所に看護師が配置されていない場合があり、また、医療的ケア児の支援を行うことが責務とされた市町村が運営する学校や保育所等においても、看護職員の配置に係る補助金の適用のしづらさや登下校の送迎支援がないなど、検討が必要な課題も多い。

特に、支援体制構築には、医療的ケア児を支える看護師の確保が不可欠であり、奨学金制度の確立等、長期的な視点に立った取り組みも重要である。

よって、様々な課題を抱える医療的ケア児の支援について、下記のとおり柔軟かつ総合的な支援措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 看護師の育成及び地域定着のための長期的な施策を実施すること。
- 2 医療的ケア児の送迎に関する柔軟な支援施策を実施すること。
- 3 医療的ケア児の支援に当たる看護職員配置を行う事業費に対する補助要件の見直しや、補助率、基準額の拡大等を実施すること。
- 4 様々な課題に対応できる柔軟で総合的な支援施策を実施すること。

## 国民健康保険の財政支援措置強化について

国民健康保険制度については、平成 30 年 4 月から都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の中心的な役割を担っている。市町村においては、資格管理や保険給付等の事務のほか、都道府県が決定した事業費納付金を納付し、保険給付に必要な費用の交付を受けている。

しかしながら、医療の高度化や被保険者の高齢化等に伴う医療費の増加により、都道府県に納付する一人当たりの事業費納付金が増加傾向にある一方、その主たる財源である保険税収入は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行及び被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少等に加え、経費高騰等の影響による事業所得の低下により減少傾向にあり、財源の確保が困難な状況となっている。

国民健康保険には、被用者保険の事業主負担に当たらないため、国が国庫負担を定めているが、昭和 59 年度以降、この国庫負担率が引き下げられ被保険者や自治体に対する負担はますます重くなっている。また、平成 30 年度から国民健康保険改革と併せ、毎年 3,400 億円の財政支援の拡充が行われているが、安定した国民健康保険事業運営には不十分な状況である。

国民健康保険は被用者保険に比べて低所得者や高齢者など、税の負担能力が低い方の加入割合が高く、財源確保のための国保税率の引上げは避けられない状況にある中、相次ぐ公共料金の値上げや、物価高騰など厳しい経済情勢が追い打ちをかけており、なお一層被保険者の生活を圧迫している。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

国民健康保険の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を抱える保険者への財政支援を強化すること。

## 加齢性難聴者に対する支援について

高齢者は加齢に伴い聴力が低下し難聴となる場合が多く、難聴の進行により適切な「聞こえ」が得られず、円滑な意思疎通が困難となり、社会的孤立やうつ、認知症やフレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されているが、補聴器を着用することによる認知症等予防効果については医学的エビデンスが示されるまでには至っていない。

一部自治体においては、補聴器を着用することにより高齢者の社会参加をどの程度増進させる効果があるかを把握するための調査や、補聴器の適正使用に係る実態調査を実施しているところであるが、今後加齢性難聴に関する施策を実施するにあたっては、補聴器を着用することによる効果等をさらに検証しながら、進める必要がある。

また、補聴器は聴力低下を補完し健康的な生活を送る上で必要な機器であり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき身体障害者手帳対象者については補装具の支援措置が講じられている。一方、身体障害者手帳対象外の者については支援措置がなく、高額な費用がかかることにより補聴器の購入をためらう場合や、難聴に関する理解不足から補聴器の適切な使用に繋がらない場合がある。

よって、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 加齢性難聴に関する理解及び補聴器の適正使用等に関する状況を把握するとともに、補聴器を着用することによる認知症等予防効果を検証するため、「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の結果を早期に取りまとめること。
- 2 調査等を踏まえ全国一律の基準による、補聴器購入費用助成制度を創設すること。
- 3 全国一律の基準による補聴器購入費用助成制度が創設されるまでの間、各自治体が独自に加齢性難聴に関する幅広い支援施策を行うことができるよう、財政措置を講じること。

## 新型コロナウイルス感染症及び带状疱疹の定期接種に係る 自己負担額の縮減及び地域格差の解消等について

新型コロナウイルスワクチンの接種については、感染拡大以降、国が全額を負担する特例臨時接種として行われてきたが、令和6年10月からは予防接種法に基づき各自治体が定期接種として実施し、原則、住民が費用の一部を自己負担することとなった。また、令和7年度からは、高齢者等に対する带状疱疹ワクチンが新たに定期接種に追加されたところである。

これらに使用するワクチンは従来の定期接種に係るワクチンと比べて非常に高額であり、住民の自己負担も大きく増加するほか、自己負担を軽減するために公費助成を行う自治体の財政負担についても大きな増加が見込まれる。その結果として、自治体の財政状況により地域間の自己負担額に差が生じ、自己負担額が高額となる自治体では接種を控えざるを得ない者が多くなることも懸念される。

よって、将来にわたって安定かつ地域格差の無い公平な定期接種の実施を維持するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

新型コロナウイルス感染症及び带状疱疹の定期接種について、高額なワクチンによる自己負担額や自治体の負担増加への措置として、接種費用に対する助成等の財源措置を行うこと。

## 幼児教育・保育の無償化について

少子高齢化に伴う人口減少は、全国的かつ喫緊の課題であり、特に過疎地域や子育て世代の転出が続く地方自治体においては、地域社会の持続可能性に直結する深刻な問題となっている。

安心して子どもを産み育てる環境の整備は少子化対策として極めて重要であり、国においては、「こども大綱」の基本方針のもと、少子化対策のための児童手当の拡充などを盛り込んだ「加速化プラン」に加え、こどもの貧困対策、こども・若者の自殺対策など、幅広い施策を盛り込んだ「こどもまんなか実行計画 2024」が令和6年5月に示され、施策の検証、評価を含め毎年改定することとなっており、本年6月には同計画が改定されたところである。

こうした中、現行では、幼児教育・保育の無償化は3歳児から5歳児の全世帯及び0歳児から2歳児の住民税非課税世帯に限定されていることから、仕事と育児の両立を望む多くの子育て世帯にとって大きな負担が残り、自主財源によりさらなる支援を実施している自治体も少なくない。

家庭の経済的負担を軽減し、定住促進や出生率の向上を図るため、より踏み込んだ支援が必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 世帯の年収や子どもの数に関わらず、0歳児から5歳児までのすべての子どもを対象とした保育料を無償化とすること。
- 2 給食費の「完全無償化」を実現するため、地方自治体の自主的な支援を補完するための交付金等の拡充を行うこと。

## 保険者努力支援制度の見直しについて

国は、国保の令和7年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村指標に、子ども医療費の適正化等の取組を新たに設ける予定としている。これは地方単独事業として実施している子ども医療費助成制度について、年齢は関係なく、外来医療費を無償化せず、自己負担が必要な制度としている場合又は令和6年度に同様の制度に変更した場合について、高い点数が配分される内容となっている。しかしながら、子ども医療費助成制度は、保険者として実施しているものではないため、国保の取組に対する評価指標にはそぐわないことと、この評価指標が恒常化されれば、子ども医療費の窓口負担の無償化を進める自治体への圧力につながる。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

国保の保険者努力支援制度について、努力した全ての保険者の取組が評価されるような適切な評価指標を設定すること。特に、子ども医療費の自己負担設定に対して配点する評価については見直しを図ること。

## 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度） の円滑な推進について

乳児等通園支援事業は、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、全てのこどもの育ちの応援と、全ての子育て家庭に対する支援強化を趣旨とし、令和6年度に試行的事業として開始し、令和7年度には子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業としての制度化を経て、令和8年4月からは同法に基づき、新たに給付制度化し、全国の地方自治体で実施される予定である。

しかしながら、実施にあたり待機児童がいる自治体への配慮は無く、令和7年8月時点においても公定価格の提示がなされていない等、国の給付制度の全容が不透明であることから、実施施設の確保のみならず、条例制定や新年度の予算確保等の自治体の準備行為にも支障が生じている状態である。

また、保育人材が不足している現状において、全自治体で本事業を実施することにより、さらに人材確保に苦慮することが想定されることに加え、現在の利用児童の年齢別単価による補助のみでは、安定した運営ができず、保育士と実施施設のいずれの確保にも苦慮することとなるのは明白である。

さらには、利用時間10時間が補助基準上の上限時間とされているが、制度の対象となる低年齢の児童は集団生活に慣れるのに時間がかかることから、児童と保育士の双方にとって負担が大きく、「全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する」といった制度の趣旨に鑑み、必ずしも十分とは言えない現状である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 地方自治体における予算編成や条例等の整備、事業者及び利用者に向けた周知について、余裕ある準備期間を確保できるよう、速やかに給付認定制度等、本制度に関する詳細な情報の提供を行うこと。また、地域の実情に応じて、令和8年4月からの事業開始にこだわらない柔軟な事業開始日の設定に配慮すること。
- 2 継続的かつ安定的な事業の実施ができるよう、補助単価を増額するとともに、利用実績に関わらず一定額を給付する「基礎的な給付」を行うこと。
- 3 保育人材の確保及び定着が図られるよう適切な財政支援等を行うこと。
- 4 補助基準の上限時間について、より事業者の負担軽減と利用者の利便性の向上が図られるよう、今後の利用状況や地域の実情を国が責任を持って調査し、制度に反映すること。
- 5 利用者及び事業者が本制度を円滑に享受できるような資料を作成する等、理解を深める取組に努めること。

## 大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業の規制強化について

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの普及促進は重要であるが、大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業については、防災や水源涵養といった多面的機能を有する森林をはじめとする自然環境や景観に著しい影響を与えることが懸念され、地域住民を中心に不安の声や反対意見も挙がっている。

森林地域における太陽光発電事業については、森林法に基づく林地開発許可制度による規制がなされているものの、開発許可の要件を充足する場合には環境に多大な影響を与える大規模な森林伐採も可能となっている。こうした課題に対しては、各自治体においても、独自条例の制定等により対策を講じているところであるが、現行法令における規制の枠内に留まらざるを得ない。

このような状況下においては、環境への影響が危惧される大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業のあり方に関する国としての明確な方針が示されることに加え、開発規制の更なる強化や適地への誘導に向けた仕組みづくりが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業が森林の公益的な機能に及ぼす影響を十分に勘案し、一定の伐採面積を超える事業について、森林法において同事業の森林地域への立地を制限することや、地球温暖化対策推進法施行規則に規定する「促進区域」の設定基準において、太陽光発電施設の設置については、当該区域から除外すべき区域に森林地域を加えるなど、法令等による規制の更なる強化を図ること。
- 2 環境影響評価法に基づく手続きにおいて、ゼロオプションや複数案の検討を義務化し、立地選定の妥当性に係る審査の厳格化を図るなど、太陽光発電事業の遊休地等への誘導を図ること。

## 学校施設の整備に係る財源の確保について

公立小中学校の施設整備については、老朽化した校舎の長寿命化や児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の改善など、様々な課題への対応が求められている。

多額の経費を要する学校施設の整備を自治体単独で継続的に実施していくことは困難であり、国の財政支援は必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 学校施設の整備に係る必要な財源を確保し、財政措置を講じること。
- 2 学校施設の整備に係る国庫負担金・交付金の算定における工事費が実勢の建築工事費用と大きく乖離していることから、実勢価格に見合った算定基準単価、及び算定割合（補助率）の引き上げへ見直しを図ること。

## 特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。

加えて、通常の学級における発達障害児の増加に伴い、特別支援教育支援員の必要性は増しているが、国の財政措置（地方交付税）による人員の配置は、地域の財政状況により異なり、自治体によっては十分図られていない現状にある。

さらに、特別な教育的支援を必要とする児童への医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割は、小・中学校において年々重要さが増してきている。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人一人にきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 小・中学校の特別支援学級における学級編制基準の見直しを行うこと。
- 2 特別支援教育支援員について、国庫補助制度の創設や国又は県による人的配置を検討すること。
- 3 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。
- 4 小・中学校に通級指導教室を設置できるよう、通級指導に係る基礎定数の改善を図ること。

## 学校給食費の無償化について

義務教育について「これを無償とする」と定めた日本国憲法第 26 条第 2 項の規定を前提として、授業料や教科用図書については教育基本法第 5 条第 4 項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、学校給食法第 11 条で学校給食の実施に必要な施設等の経費や学校給食運営に要する経費は学校設置者の負担とすると定められているものの、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については、同じく学校給食法第 11 条及び同施行令により、現在では一般的に保護者負担となっている。

さらに、昨今の物価高騰に伴う食材費や燃料費の値上がりは、学校給食用食材の調達価格の上昇に直結する問題であり、保護者から学校給食費を徴収する多くの自治体では、学校給食費算定に大変苦慮しているところである。

近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがある。また、自治体間で地域格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。

義務教育は居住地に関係なく、日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であり、義務教育を受ける権利のミニマム保障のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講じること。
- 2 自治体間で格差が生じることがないように、全国一律に学校給食費の完全無償化を実施すること。

## 学校部活動の地域展開に向けた制度の創設について

スポーツ庁及び文化庁では、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保していくという方針を示している。

令和7年5月時点で公表されている「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめにおいては、今後の改革の方向性として、次期改革実行期間内（令和8年度から令和13年度まで）において、休日は原則すべての学校部活動において地域展開の実現を目指すとともに、平日の部活動についても、各地域の実情等に応じた取組を推進する旨が示されている。

しかしながら、人口減少が進行する地方においては、地域における指導者や受け皿となる団体が不足しており、また生徒の交通手段の確保など、地域展開に向けた課題が山積している。

部活動改革を真に推進していくためには、現状の学校部活動から一足飛びに地域クラブ活動へ移行するのではなく、各地域の状況やニーズに応じて、多様な形態を柔軟に組み合わせながら、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備していくことが不可欠である。そのためには、地域展開が進んでいる地域と未整備の地域との間で生じている、子供たちの活動機会の格差を解消し、全ての子供たちに等しい機会を保障するための、国による長期的かつ継続的な支援が必要である。

少子化が進む中でも、未来を担う子供たちの健全な成長と、安心して子育てができる環境の充実、そして、地域スポーツ・文化振興につながる基盤を育むためにも、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 生徒の活動機会の保障、受益者負担の公平性、指導者の確保の観点から、地域展開後も継続して地域クラブ活動に必要な経費（コーディネーター配置に係る費用、指導者の謝金、保険加入料、施設使用料、移動に係る費用、経済的に困窮する世帯の生徒への支援に係る費用等）について、確実な支援制度を創設すること。
- 2 全国どの地域の子供たちも等しく活動に参加できる環境を保障する観点から、次期改革実行期間においては、地域における受け皿が整うまでの間、従来の学校部活動の枠組みを維持しつつ、合同部活動や拠点校方式による地域と連携した取組への財政措置を講じること。

## 学校再編・統合による魅力ある学校づくりへの支援について

近年、少子化の進行により児童生徒数が減少する状況が続いていることから、教育環境の質を確保・向上させるため、小・中学校の再編・統合の必要性が高まっている。

教育環境改善の一施策である学校再編・統合を進めるにあたっては、再編・統合を契機とした学校施設・設備の整備充実が重要な要素の一つであるが、老朽学校施設を抱える自治体では、再編・統合にあたっての新增築や改修に係る施設・設備の整備費用が財政上の新たな負担となっている。

また、小・中学校の再編統合に伴い、遠距離通学を余儀なくされ、通学負担が増大する児童生徒の修学を保障するため、国では自治体が行うスクールバス等の経費に対する補助制度を設けているものの、現行制度では、対象期間が統合後5年以内とされていることや、国が定める通学距離の基準である「小学校ではおおむね4 km 以内、中学校ではおおむね6 km 以内」を越えない場合、補助対象外とする制約が実際の運用面から自治体の財政的な課題となっている。さらに、補助対象は主として通学支援に限られており、再編統合準備やその後の学校間での交流活動、複数の中学校による合同部活動などへの活用は対象とされていないことから、対象となる活用に柔軟性をを持たせることで、より効果的な再編統合をはじめ、その他の課題解消にも資することが期待される。

今後、少子化が一層加速し、学校再編・統合が全国的に増加することが予想される中で、自治体の財政負担もより増加していくことが懸念されており、人口減少時代に対応した活力ある学校づくりを推し進めるにあたっては、平等・公平な教育環境の確保を国の責務として取り組んでいく必要がある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 国の補助事業である学校施設環境改善交付金や公立学校施設整備費負担金について、現在の国補助の重点は統合と体育館の空調整備であり、それ以外の改修に係る予算配分が制限されることがないように予算総額の充実や、新增築を伴わない統合時の仮設校舎設置等の補助要件の緩和、また、工事単価上昇等の現状に則した補助率・補助単価引き上げ等の措置を図ること。
- 2 過疎地域など公共交通機関の手段が限られた地域におけるスクールバス等による通学支援について、へき地児童生徒援助費等補助制度の通学距離の基準緩和や、学校統合の影響を受けた全ての児童・生徒を補助対象に含めるとともに、統合後5年間の補助対象期間を見直し、恒久的な財政支援を図ること。  
また、学校間移動に係る支援については、専科指導を受けるために加配教員が配置されている学校への移動のみが補助対象とされているが、再編に向けた学校間の連携意識醸成のための学校間移動や、日中及び放課後活用についても柔軟性を有し、その他の課題解決にも資するよう制度の改善・充実を図ること。
- 3 学校統合による学校規模の適正化への支援について、再編・統合後の中学校への教員加配期間を、小学校同様の3年間に延長すること。  
また、持続的な地方創生の核として維持すべき小規模校や、統合困難な小規模校にあっても、地域の状況に応じた学校の魅力化や教育の活性化に取り組むことができるよう、加配措置の拡充を図ること。

## 学校施設環境改善交付金について

県内各市では、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため学校施設の環境整備に鋭意取り組んでいる。

しかしながら、国の令和7年度予算における公立学校施設整備費負担金のうち、老朽化対策や、防災機能強化等を対象とする学校施設環境改善交付金事業の予算額は、前年度と比べて約3分の1と大幅な減少となっている。国では、令和6年度補正予算により財源の確保に努めているが、空調設備整備臨時特例交付金を除いた予算額では前年度より減少しており、実態として、多くの市町村の計画事業が採択保留となっている状況である。

県内の学校施設は、築年数が30年以上の建築物が多くを占めており、老朽化が進んでいる状況の中で、学校施設環境改善交付金事業の重要性は今後更に高まっていくことは確実な状況である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

令和8年度以降、各市が計画する学校施設の老朽化対策や防災機能強化等を確実に実施できるよう、当初予算を十分に確保するなど、必要な措置を講じること。

## 持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、国及び県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。

水田農業においては、主食用米の需給と価格の安定を図り、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や、主食用品種を含めた飼料用米などの生産を、これまでどおり推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国においては、令和9年度から水田政策を根本的に見直す検討を本格的に開始するとしている。

国が示した見直しの方向性では、水田活用の直接支払交付金について、水田・畑に関わらず、作物ごとの生産性向上に取り組む農業者の支援へ見直すことや、交付要件の5年に一度の水張り要件は求めないとしたうえで、令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取り組みを条件に水張りをしなくても交付対象とするとされている。

本交付金は、地域農業の骨格を支えてきたことから、見直しの検討に向けて生産現場の実情を踏まえ、地域農業の将来が展望できる施策の構築が求められている。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症への対策などの問題も生じており、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

よって、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算での安定的かつ確実な財源を確保すること。

また、温暖化等気候変動による影響で、全国で豪雨災害等が頻発化している中、あらゆる関係機関が協働で取り組む「流域治水」を推進するにあたり、水田の持つ雨水貯留機能を最大限に活用する「田んぼダム」の更なる普及が必要である。地域の水害減災のため田んぼダムに積極的に取り組んでいる関係農家や自治体に対し、各省庁の垣根を越えた交付金制度及び補償制度を新たに創設すること。

- 2 水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中、多年生牧草の戦略作物助成について、播種を行わず収穫のみを行う年の単価を35,000円/10aから10,000円/10aに減額したが、見直しされた交付要件による交付金の減額が続いた場合、賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、

経営圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、交付金の削減に対する支援措置を速やかに講じること。

3 産地交付金事業について、生産の目安の確実な達成に向け、実効性のある作付転換を図るために、地域における特色ある取組への産地交付金の増額を講じるとともに迅速な事務手続きを講じること。また、その他、経営所得安定対策交付金などの交付金における事務手続きについて、簡素化すること。

4 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、主食用米の需給調整の仕組みについては、取組状況の検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。

併せて、米の再生産可能な適正価格の形成と、需要に応じた安定供給ができるようにすること。

5 食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付けを推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、農業経営に支障が生じることがないように安定した財源の確保を図ること。

また、令和9年度以降の同交付金を含む水田政策の見直しに当たっては、水張りの要件を受けて、既に畑地化促進事業を活用した農業者との不公平が生じないように配慮するなど、現場の課題を十分に踏まえたうえで、将来にわたり農業者が安心して生産に取り組むことができるよう、慎重に検討すること。

6 更なる米の輸出拡大及び国内の米需給バランスの改善や学校給食における米飯給食日の拡大により、長期的な米の消費拡大を図ること。

7 国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。

8 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、全ての農家が加入できるように加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。

9 生産の効率化や省力化、低コスト化を進めるため、自動操舵システムや農業用ドローン、自動給排水栓などICT化やAIを活用したスマート農業に対する予算を継続して確保すること。

10 鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉（ジビエ）の放射能及び豚熱の検査体制の強化と検査費用等の支援の拡大、捕獲した個体の広域的な処理を可能とする施設の整備及び支援、また、鳥獣被害対策指導員の配置をはじめとする関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施すること。

- 11 国産飼料の生産性向上を図るため、生産体系を見直しするにあたり、子実用とうもろこしについては、農研機構の実証により、労働時間の減少による省力化、排水性が良くなる土壌改善、後作の大豆栽培での収量増加、水害に比較的強く、また、乾田直播栽培、大豆との三輪作でのブロックローテーションなどの実証効果があり、非常に有望である。海外飼料に頼らず、国産飼料の自給率を上げ、耕畜連携にも繋がる「子実用とうもろこし」の生産拡大のためのソフト及びハードの支援策を講じること。
- 12 食料・農業・農村基本法における、食料安全保障を確保するため、国内での米不足及び需要の増加状況を的確に把握できるよう、政府及び JA のみならず、米卸等の民間との連携を強化し、適正な生産の目安を設定することで、海外からの米の輸入量を増やさず、国民に国内生産の主食用米を供給できるようにすること。
- 13 令和 6 年産米においては、インバウンドの増加による需要の高まりや、臨時情報が出された南海トラフ地震、更には台風に備えた買い込みの発生など複数の要因が重なり、全国的に米価が高く設定された。一定の米価を維持するためには、生産の目安に基づき、需要に応じた生産を行う必要があるが、今回の米価上昇により、転作と主食用米を作付した場合の所得格差が生じ、主食用米の作付超過が懸念される。  
新市場開拓米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等への作付転換をこれまでどおり推進していくためには、所得格差を是正する必要があることから、各種交付金の増額などの対策を実施すること。

## 国際リニアコライダー（ILC）誘致への積極的な取組みについて

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国の実現や、高度な技術力に基づくものづくり産業の競争力強化のみならず、東日本大震災からの復興や地方創生にも大きく寄与する極めて重要な計画である。

令和4年2月に、文部科学省の有識者会議から、ILC計画の学術的意義や国際的共同研究の重要性は認めるものの、研究者コミュニティが提唱するILC準備研究所の設立は時期尚早である旨が公表された。このことを受けて、研究者コミュニティにおいては、大型加速器建設プロジェクトの決定プロセスを検討する国際有識者会議を設置するとともに、ILCに係る技術開発を国際的に進める新たな枠組みである「ILCテクノロジーネットワーク（ITN）」の活動を開始するなど、国際協働による技術開発や政府間協議に向けた取組が鋭意進められている。

国内においては、内閣府が策定した「統合イノベーション戦略 2024」の中で「将来の加速器開発に資する要素技術を着実に推進する」方針が示されており、内閣府と文部科学省との間で「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置されるなど、推進体制の強化が図られているところである。

また、ILC建設候補地の自治体、経済団体等により設立された「ILC実現建設地域期成同盟会」をはじめとする各誘致推進団体においても、ILC実現に向けた関係省庁への要望活動などを行い、東北への建設実現に向けた機運の醸成に地域一丸となって取り組んでいるところである。

一方で、次世代型加速器の建設をめぐるのは、欧州や中国における円形型加速器計画の議論が大詰めを迎えるなど、ILCの日本誘致にとって予断を許さない状況となっている。

このため、ILCを国の施策に位置付け、政府全体で推進することが極めて重要であり、有識者会議の指摘にある技術の完成や、1.3兆円の総費用の分担に係る国際的な合意形成など、ILCの確実な実現に向けた課題の解決について、積極的に取り組んでいく必要がある。

よって、ILCの早期実現に向けて、次の事項に取り組むよう要望する。

### 記

- 1 ILC計画を、関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置付け、政府全体で推進すること。
- 2 グローバルプロジェクトとしてILCを日本で実現するために、政府が主導し、国際的な議論を推進すること。
- 3 ILC計画の推進に資するため、引き続き先端的な加速器技術開発に関する予算を確実に確保すること。

## 大雨等により被災した農業者の経営安定化のための 新たな保険制度の創設について

宮城県北部地域では、令和4年7月15日からの大雨により多くの水田が長期間にわたり冠水し、水稻や大豆など作物に皆減や収穫量の大幅な減少といった被害が発生した。近年、大雨による河川の氾濫や浸水被害が頻発しており、これらの冠水農地は、自然地形や河川の排水能力の制約から、大雨のたびに恒常的に冠水する状況にある。現在、自然災害等による農作物等の損害への備える手段として、農業共済制度が設けられているが、令和4年産からは水稻・大豆を対象とした制度の加入方式が、従来の「一筆方式」から、加入者ごとの収穫量を基とする「全相殺方式」または「半相殺方式」に変更された。この変更により、一部の水田で冠水による減収が生じて、他の水田が平均的な収穫量を確保していた場合には、共済金の支払い対象とならない場合がある。

また、全ての農作物を対象に、自然災害による収量減や市場価格の下落などによる収入の減少を補償する農業経営収入保険制度（以下「収入保険制度」という。）もあるが、青色申告実績が加入要件となっているほか、農業共済制度と比較して保険料が高額であるなど、加入へのハードルが高いのが現状である。

さらに、農業を取り巻く制度環境も目まぐるしく変化しており、「水田活用の直接支払交付金」においては、飼料用米の助成単価が段階的引き下げられるとともに、令和7年度からは連作障害を回避する取組を条件に、水張りを行わない場合でも交付対象となるなどの見直しが行われている。加えて、令和9年度には水田政策の抜本的な改革も予定されており、これらの矢継ぎ早な制度改正により、生産現場は混乱し、疲弊している状況にある。

しかしながら、水田は農業生産のみならず、生物多様性の保全や地域環境の維持、さらには「田んぼダム」のように洪水防止など治水機能も有するなど、多面的な役割を果たしており、特に下流域の冠水リスク軽減など、地域住民の安全・安心にも寄与している。

このような状況を踏まえ、頻発する自然災害に対応しつつ、水田や農業が持つ多面的機能の維持と農業者の経営安定化を図るため、既存制度では補償されにくい冠水被害に対応可能な新たな保険制度の創設について、特段の措置を講じるよう強く求める。

### 記

恒常的に冠水し被害を受けている農地に対しては、特例として、農業共済制度や収入保険制度と別枠に、農業共済制度の一筆方式を参考とした新たな保険制度を、基金などの財源を確保して創設すること。

## 被災地復興における教育旅行の推進について

東日本大震災から 14 年が経過し、震災で甚大な被害を受けた沿岸自治体については、国や宮城県からの手厚い財政支援により、復興事業のハード部分は概ね終了しているところであり、現在は被災した方々に寄り添った心の復興事業に傾注しているところである。

このような中、宮城県内への教育旅行宿泊生徒数は、震災前の平成 22 年を下回る状況が続いており、宮城県においては、新しい観光への取組を推進するため「第 6 期みやぎ観光戦略プラン」に基づき、教育旅行の誘致等を強化しているほか、自治体においても、震災伝承・防災教育を主軸とした教育旅行の誘致を図るため、石巻圏域 2 市 1 町の首長による大手旅行業者へのトップセールス活動や、宮城県市長会として台湾航空会社や旅行会社へ誘客 PR を行っているところである。

本県は、日本三景松島の一角を占める「奥松島」を有しており、東松島市においては、SDGs の理念に沿って持続可能な観光地を目指して取り組みを進めた結果、令和 4 年 9 月にオランダに本部がある国際的な観光地の認証機関、グリーン・DESTINATIONS から宮城県初の「世界の持続可能な観光地トップ 100」、令和 5 年 10 月にスペインに本部がある、国連世界観光機関 (UN Tourism) から東北地方初の「ベスト・ツーリズム・ビレッジ 2023」にそれぞれ選定されており、これら世界基準の認証は、国から「SDGs 未来都市」並びに「第 1 回脱炭素先行地域」に選定されたことに起因しており、近年海外で関心が高まっているサステナブル・ツーリズムへの PR に対して大変効果的となるものであるが、市や圏域単位での PR では認知度向上に限界があり、効果的な広報活動が課題となっている。

令和 5 年 1 月からは仙台空港国際線の定期便が再開されており、今後更に海外からの旅行者が増加するものと期待されることから、この契機に被災地での防災教育や、宮城県内にある豊富な観光資源を教育旅行へ取り込み、交流人口拡大や地域活性化を推進することが重要であるため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 教育旅行を通じて交流人口拡大と観光関連産業の活性化を図るため、国内外の教育機関や旅行代理店などの関係機関に向けて積極的な誘客活動を展開すること。
- 2 被災地復興に資する教育旅行について、事前に現地を下見する場合の視察費用について必要な財政措置を講じること。

## 物価高騰に係る中小企業及び農水畜産業者への支援について

昨今の円安や不安定な世界情勢を受け、原材料価格上昇、電力・ガス等のエネルギー、食料品等の高騰が長期化し、中小企業や農水畜産業者の事業活動に大きな影響を及ぼしており、コロナ禍での地域経済の低迷から脱し切れていない中において、県内の中小企業、農水畜産経営への長期的な下支えが必要な状況である。

現在物価高騰によって資金繰りが厳しい企業等が多く存在しており、地域経済の発展のためには地元中小企業等の活性化・成長が不可欠であることから、物価高騰に対応した経営改善支援策及び成長支援策のさらなる展開や拡充が必要である。

また、農水畜産業者に対する支援については、これまでも各自治体において国の臨時交付金等を活用した支援策を展開してきたが、昨今の燃油や電力、飼料等の価格高騰により事業者は依然として厳しい経営状況となっており、事業継続に向けた継続した支援が必要であるほか、特に農作物については生産コストが取引・販売価格に十分に反映されていない点が事業者の経営状況に大きな影響を及ぼしている。

よって、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 物価高騰等が長期化しており、幅広い業種に影響が及んでいることから、業種に関わらず、公平な支援策を講じること。特に、中小企業や個人事業主の事業継続に必要な資金繰り支援及び原油価格・物価高騰の影響を乗り越えるため、販路拡大・生産性向上のための前向きな投資への支援を拡充すること。
- 2 電力・ガス・燃油価格等の高騰等の影響が幅広い業種の事業者に及ぶ中、地域の中小企業の事業継続のため、価格高騰の激変緩和措置の継続や、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援など安定的かつ継続的な施策を講じること。
- 3 既往債務の返済猶予等の条件変更について、事業者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。
- 4 中小企業の資金調達策として、外部資本を取り入れて資本強化を行う「エクイティ・ファイナンス」に関する支援メニューの拡充や、借り入れと増資の中間的な特徴を持つ「メザニン・ファイナンス」の融資限度額及び利率等の見直しを行うなど、中小企業への資金繰り支援策についてより一層の充実強化を図ること。  
物価高騰等に対応して中小企業が適切に賃上げを進められるよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の収益力向上に資する生産性向上や高付加価値化等のための取組みへの支援を強化すること。
- 5 米価に係る備蓄米放出の影響を精査するなど、その効果検証に努めるとともに、米の市場価格適正化に向けた対策を継続的に講じること。
- 6 飼料価格やエネルギー価格等の高止まりが続いていることから、これらの影響を受けている農業者、畜産業者及び漁業者等に対する事業継続に向けた支援を引き続き実施すること。
- 7 配合飼料価格が高止まりしている状況下においても実態に即した支援が講じられるよう、配合飼料価格安定制度の発動条件について現状を考慮したものに改めること。

- 8 生産資材価格等のコスト上昇が農畜産物の取引・販売価格に十分に反映されておらず、依然として農業者の経営が厳しいものとなっていることから、適正な価格形成が可能となる環境整備を進めるとともに、消費者の理解への啓発に取り組むこと。

## 県内基幹交通網の整備について

東日本大震災においては、東北を南北で結ぶ東北縦貫自動車道やJR東北本線・新幹線が不通となる中、首都圏への唯一の幹線道路として国道4号が大きな役割を果たした。

また、太平洋側の港湾施設、道路網、鉄道網が寸断された際には、日本海側からの物資輸送ルートとして東西交通軸が「いのちをつなぐ道」として非常に重要な役割を果たしている。道路法の改正により、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するための重要物流道路制度が創設され、平成31年4月に1次指定がなされたことに、更なる物流生産性の向上が期待されている。

しかし、国道108号古川東バイパスの整備は進められているものの、国道4号については宮城県内においていまだ片側1車線区間が部分的に残っており、新たな企業進出等による交通量の増加に伴う慢性的な渋滞はもとより、冬季期間にあってはホワイトアウトをはじめ降雪等に起因する東北縦貫自動車道のたび重なる通行止めによる渋滞が生じ、円滑な住民生活、産業活動及び経済活動の阻害要因となっている。

さらに、国道47号においても山形県境付近で一部未改良区間が存在するなか、石巻市と新庄市を結ぶ石巻新庄道路が「新庄酒田道路」と接続することにより、広域的な地域連携の強化が図られ、災害発生時には、迅速な復旧、復興に資する救援活動や物流面でまさに「命の道」となることが期待されるが、いまだ計画路線の指定に至っていない。

いずれの路線も東北地方の復興に大きな役割を果たすことは言うまでもなく、コロナ禍で大きく変化した社会情勢に順応するためにも、平常時、災害時を問わず安定的な輸送道路の確保が必要であり、地域経済の発展はもとより災害時における緊急避難路や救援・救護道路としての役割を担うことから、早期の実現が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 国道4号の宮城県内における4車線拡幅の未事業区間（白石市斎川～大平森合地区・大崎市古川荒谷～栗原市高清水豊田地区）についての早期の事業化及び事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）の早期供用を図ること。
- 2 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道108号古川東バイパスについて、令和7年度内に全線開通を図ること。
- 3 産業と観光振興を支援する「国道108号石巻河南道路」の早期整備を図ること。
- 4 「国道108号石巻河南道路」における東松島市赤井地区のランプについて、石巻方面のみへの乗入計画となっているが、女川原子力発電所事故等の有事の際、避難道路として大崎・山形方面への経路確保が最も重要となるため、大崎・山形方面への乗降が可能となるフルインターチェンジを設置すること。
- 5 緊急輸送道路である国道47号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形県境付近の狭隘、視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道47号県境部道路改良整備（バイパス化）」の早期実現を図ること。
- 6 災害発生時の迅速な復旧、復興に資する、高規格道路と直轄国道のダブルネット

ワーク化を図り、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展に欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、高規格道路「石巻新庄道路」の着実な調査の推進と事業の早期実現を図ること。

7 道路行政全体の施策を効率的に進めるため、デジタル化等の推進を図ること。

## みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸沿岸道路を横軸として結ぶ高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本であるとともに、富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジは、通常事業として連結許可され、平成 30 年度に事業着手したところであり、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸沿岸道路との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間(北方バイパス区間)の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られるほか、東北縦貫自動車道におけるホワイトアウト発生時、また近年の激甚化・頻発化する災害における洪水発生時の迂回路としても機能することから、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 県北地域の高速交通体系及び自然災害など有事の際の緊急輸送道路としてのミッシングリンクの解消に向け、Ⅴ期区間(北方バイパス区間)の高盛土による整備について早期事業化を図ること。

## 県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

特に、仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台東部道路及び仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格道路であり、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

令和3年3月に4車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の早期完成、及び令和6年3月に事業許可を受けた富谷 JCT のジャンクションフル化について整備促進すること。

## 県南地域の交通網の整備について

東北縦貫自動車道及び国道4号は、宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する一般広域道路を高規格道路として整備することが求められている。

また、国道349号の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、特に大型車輛の増加により、歩道未整備区間での歩行者、自転車通行が危険な状況にあり、令和元年台風第19号では江尻字谷津前地内の約1,800m区間が冠水し、通行できない状況となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する高規格道路を指定し整備を図ること。
- 2 江尻字谷津前地内、約1,800m区間の道路嵩上げ等の改良を図ること。

## 宮城県横断自動車道の整備促進について

仙台空港は東北の空の玄関口であり、東北における高速交通体系の中枢をなす重要な施設であるが、東日本大震災の際は、津波により長期にわたって使用不能となり、当時、仙台空港の機能を山形空港が補完することで、宮城県内への人的・物的支援が図られた経緯がある。

このようなことから、大規模災害等で日本海側が被災した場合、仙台空港が拠点となり、同様の役割を果たすことが想定され、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備は、日本海側との地域間連携を図る上で不可欠であると考ええる。

また、近年は、地域経済の発展に向け、インバウンドの促進や地場産品等の海外輸出がますます重要となっており、そのような意味からも、平成 28 年に国管理空港として全国初の民営化を実現した仙台空港が有するポテンシャルを十分に発揮し、その効果を、日本海側の地域を含め、東北全域に波及させることが期待されている。

よって、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の確保に向け、また、仙台空港を活用した地域経済の更なる発展に向けたインフラの整備として、国直轄による宮城県横断自動車道の事業化を早期に実現するよう、要望する。

特に、最近では、令和 3 年 7 月に山形県が策定した「新広域道路交通計画」において、宮城県横断自動車道の延長線上にある山形自動車道「月山 I C」と「湯殿山 I C」間の未開通区間が新たに「構想路線」に位置付けられるなどの動きもあり、これが実現すると、仙台空港が日本海沿岸までダイレクトでつながることで、多大なる経済効果が見込まれることから、これらの動きも踏まえ、取組が促進されるよう要望する。

## 三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道 284 号は、平成 31 年 4 月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「世界遺産平泉」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたりダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

また、三陸沿岸道路の全線開通により、物流の効率化や交流圏域の拡大、救急医療や防災機能の拡充等が図られているが、三陸沿岸道路の更なる機能強化と、接続する道路網の整備・強化は産業振興にとどまらず、防災・減災のほか、地域経済活性化の面からも有効であり、地域住民に安心を与え、地域の発展に繋がるものである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- 2 三陸沿岸道路の更なる機能強化のため、機能強化計画の早期策定を図ること。
- 3 三陸沿岸道路上り線矢本パーキング隣接地に整備された「道の駅東松島」について、下り線矢本パーキング利用者が円滑に利用できるよう連絡道等を整備し、三陸沿岸道路利用者の利便性・サービス向上を図ること。

## 水道事業に対する財政支援の拡充等について

現在の水道事業においては、浄水場や送・配水管等水道施設の多くが耐用年数を超過し、さらには近年、老朽管の漏水による陥没事故が全国的に頻発しており、また、令和6年1月に発生した能登半島地震の被災地では水道施設の壊滅的な被害が住民生活の再建に大きな影響を及ぼしていることなどから、水道施設の更新、耐震化は喫緊の最重要課題となっている。

国としても、水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」において、重点的に取り組むべき対策に位置付けており、令和6年度からの水道整備・管理行政の移管に伴い、従前の水道事業に対する支援制度として位置付けられていた生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が防災・安全交付金に移行され、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援する内容が組み込まれたところである。

しかしながら、例えば広域化と合わせた施設耐震化に向けた取組みとして他事業体と共同浄水場等の整備を進めるとしても、現行制度の中では「基幹水道構造物の耐震化事業」しか該当せず、更には基準事業費が実事業費を大幅に下回る水準に設定されているなど、本制度を活用しても多大な財政負担が生じることから、老朽化した水道施設の計画的な更新が進まない状況にある。

また、令和7年度からは当該交付金に水道総合地震対策事業（重要施設に係る上下水道管路の一体的耐震化）が創設されたが、この新事業への重点的な対応に伴い、従来の「水道管緊急改善事業」の補助率が1/3から1/4へと引き下げられた。地方部においては、老朽化が進み更新が必要な水道管が多数存在する一方、下水道では地震対策事業が定める要件に該当する管路は少ないことから、上下水道の一体的耐震化の交付要件に該当する管路は一部に限られており、このため、「水道管緊急改善事業」の補助率引き下げによる影響は非常に大きい。

よって、水道事業に対する財政支援の拡充として、防災・安全交付金制度をより活用しやすくするため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 当該交付金制度の拡充策として、現行の補助率を引き上げるとともに、事業者からの予算要望に対し内示で減額することなく満額交付すること。
- 2 各地方公共団体の要望に合わせた補助額を確実に確保することができる法律補助へと変更すること。
- 3 需要者への水の供給に欠かすことのできない配水支管の老朽化対策は喫緊の課題であることから、補助対象を配水支管まで拡大すること。
- 4 「水道管路緊急改善事業」について、補助率を1/2に引き上げること。
- 5 「基幹水道構造物の耐震化事業」における基準事業費の廃止と実事業費を対象事業費に変更すること。
- 6 「水道施設再編推進事業」の採択基準にある「3施設以上の廃止に伴う統合」の項目については、再編促進のために「1施設ないしは2施設以上の廃止に伴う統合」とする等、事業者の規模に応じた段階的な基準となるよう緩和すること。

- 7 「水道施設共同化事業」の採択基準にある「3事業体以上で事業統合又は経営の一本化を2事業体以上で実施」の項目については、広域化及び共同化の促進に繋がるよう要件を緩和すること。

## 流域治水事業等の推進について

治水事業は、洪水等の災害から生命と財産を守り、さらには地域の生業を守り、安全で活力のある社会基盤を形成するため、最も根幹となる重要な社会資本整備である。

近年、気候変動などの影響により洪水災害が頻発化・激甚化し、国も 21 世紀末には気候変動の影響により全国平均で降雨量が 1.1 倍、洪水発生頻度が 2 倍になると試算している中で、河川氾濫に伴う浸水被害の防止・低減に向けた備えが喫緊の課題となっている。

また、河川は、市町村をまたがって流れていることが大半であり、市町村間における調整が必須となるが、市町村が管理する準用河川も同様に複数の市町村が流域となっている場合があり、下流域の自治体ほど被害及びその対策の負担が増加する実態にある。

こうした状況を受けて、降雨量の増大に対するハード整備の加速化や上流・下流や本流・支流の流域全体を俯瞰して取り組むことを掲げ、国、流域自治体、企業、住民などの関係者が協働して取り組むため「流域治水関連法」が成立した。

よって、「流域治水関連法」の趣旨に基づく対策推進のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 洪水被害を未然に防止し、安全で安心な生活の確保を図るため、治水事業費の確保及び適切な河川管理の一層の推進を図ること。
- 2 都道府県に対して、下流域の浸水被害状況や雨水流出状況を的確に把握することを求めると共に、流域治水の実行性を高めるため、地理的条件や自然的条件、本流、支流の流域全体を俯瞰した総合的な治水対策事業の着実な推進を図ること。
- 3 上記 2 及び準用河川の改修事業に対する財政措置を確保・拡充すること。

## 津波浸水想定の方策について

宮城県は、令和4年5月10日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定を公表し、東日本大震災時の津波よりも浸水の範囲が拡大することが明らかになった。

このことにより、沿岸部の自治体は、既存の津波避難施設の再整備や災害対策の拠点となる自治体庁舎・公共施設の移転等の対策が必要になるだけでなく、避難計画の見直し等について、住民に対し、誤解や不安を与えないような丁寧な説明を行うことが求められる等、極めて大きな影響を受けている。

庁舎の老朽化に伴い、現地での建て替えを想定して、複数年にわたる検討や準備を進めてきた県内のある自治体では、宮城県が公表した津波浸水想定区域に現地が含まれたことから、検討を白紙に戻し移転先となり得る土地の調査や検討を実施したものの、東北で最も狭隘な市域という困難な条件下で、利便性等を踏まえ総合的に検討し、津波浸水想定区域内の現市役所敷地を建設場所として選定した状況にある。

今般、当該自治体では他施設整備との兼合いや所要一般財源の負担増などから庁舎建設は「凍結」の方針に至ったところだが、老朽化が著しいことから、引き続き、整備に向けた検討が必要である。また、その他にも老朽化に伴う多くの公共施設の補修や修繕に伴う支出が大きく見込まれているため、昨今のエネルギー価格・物価高騰も相まって事業費が増大することで、財政状況が厳しくなることから、度重なるシミュレーションによる慎重な検討が必要になっている。

よって、これらの自治体の状況等を勘案し、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 最大クラスを想定した地震・津波災害から人命を守るため必要な対策を適切に推進できるよう、令和7年度までの期限である財政上有利な起債制度の緊急防災・減災事業債の期限延長について、特段の措置を講じること。
- 2 エネルギー価格・物価高騰に対応した面積単価の増額など、緊急防災・減災事業債制度の拡充について、特段の措置を講じること。

## 雨水排水施設に係る維持管理経費の財政支援について

近時、日本各地で甚大な災害をもたらす台風や大雨が増えており、市民の生命、身体及び財産を守るため、雨水排水対策は重要かつ不可欠となっているが、そのための雨水排水施設の維持管理に多額の費用を要している。

これに加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下により雨水の自然排水が困難となった地域では、強制排水を可能とする雨水排水施設の増強が必要となり、以前に増して雨水排水施設の維持管理に多額の費用を要することとなった。

よって、地方公共団体が、市民の生命、身体及び財産を守るため、財政的な事情で雨水排水施設の維持管理に支障を来すことのないよう特別な財政支援を講じるよう要望する。

### 記

地方公共団体が、市民の生命、身体及び財産を守るため、財政的な事情で雨水排水施設の維持管理に支障を来すことのないよう、近時の異常気象、地理的条件、自然的条件、東北地方太平洋沖地震による地盤沈下の影響等、個々の具体的な実態を踏まえた特別な財政支援制度を創設すること。

## ローカル線の利用促進に向けた支援について

地方ローカル線は、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤であり、移動手段の確保、地球環境問題への対応、まちづくりと連動した地域経済の自立・活性化等の観点から、その活性化が求められている重要な社会インフラである。

しかしながら、ローカル線を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、モータリゼーションの進展等に伴って極めて厳しい状況が続いている。

このような中、持続可能な交通体系について建設的な議論を行うため、JR東日本は令和4年以降、平均通過人員が1日当たり2,000人未満の線区の経営情報を開示しており、県内においては、4路線5区間が該当している。

該当の路線や線区を抱える各自治体においては、開示されたローカル線の実態を踏まえ、協議会や関係自治体による協議が行われ、国や県の関係機関の積極的な動き出しも見えてきたが、県内ローカル線の全てが赤字路線である現状に、より一層の危機感を持ち、路線がまたがる県内の自治体はもとより隣県の自治体を含めた連携した取り組みを加速する必要がある。

令和5年10月1日から「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体または鉄道事業者は、国土交通大臣に対し、ローカル鉄道のあり方を協議する「再構築協議会」の組織を要請することができるようになった。今後、利用が低迷するローカル線の存廃等を巡り、再構築協議会において協議が行われる場合は、原則3年の協議期間の中で議論し結論を出すこととなる。

よって、ローカル線存続のため次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 想定される県や鉄道事業者などの関係機関と協議・検討するに当たり、人口減少時代における地域公共交通の維持・確保を図りながら、交流人口の拡大につながる取り組みを進めること。  
併せて、鉄道事業者に働きかけながら、ローカル線を利用した鉄旅の魅力向上につながる企画イベント等を沿線自治体と連携し展開すること。
- 2 存廃の議論を重ね合意された内容の実現に向けた国の支援とともに、財政支援を講じること。
- 3 ローカル線は、生活路線、観光路線として地域を支える公共交通の基軸であるため、公共交通の再構築検討の名のもとに安易に鉄道を途切れさせることにならないよう取り組むこと。

## 防災・減災、国土強靱化対策の充実強化及び 下水道施設改築に係る国庫負担の継続について

我が国では、近年、大規模な自然災害が頻発し、各地においても地震や津波、大雨による人的・物的被害やインフラの損壊による大きな社会的損失を受けてきた。

こうした中、国においては国土強靱化基本計画に基づき「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、重点的・集中的な対策を講じてきた。本年6月には、同計画に基づき、これまでの事業規模を大きく上回る「第1次国土強靱化実施中期計画」が新たに策定されたところであり、各自治体において道路や上下水道など重要インフラの機能強化や維持を図り、国土強靱化を着実に進めるためには、計画に基づく確実な予算措置が重要である。

また、全国の自治体における防災・減災対策の充実強化にあたり大きな推進力となっている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」については、令和7年度までの時限的な措置とされており、地方財政がひっ迫している中で、自治体の自主財源で計画的な防災・減災対策等を継続していくことは限界がある。

さらに、近年の自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。大規模な災害への対応は既存の支援メニューがあるものの、個々の宅地被害についてはその条件を満たさないため、迅速な応急対策工事や復旧工事を施すことが困難である。

加えて、平成29年度の財政制度等審議会において、下水道施設の改築は原則として使用料で必要経費を賄い、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化する、との方針が示されたが、下水道事業は公共的役割が極めて大きな事業であり、各下水道事業者においては、様々な経営努力を重ねつつも、現行の国庫補助制度を前提として運営してきたところであり、改築に係る国費負担が無くなった場合、施設の改築が滞り、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

- 1 大規模な自然災害に備え、国土強靱化を加速的に推進するため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく事業規模の財源を確実に措置すること。
- 2 令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の期限を延長するとともに、恒久化について検討すること。
- 3 自然災害に備え、所有者自らが行う事前対策工事への支援制度については、補助率の引上げなど財政措置の更なる拡充を図るとともに、自然災害により被害を受けた個々の宅地について、所有者自らが行う応急対策工事への支援制度を構築すること。
- 4 安定的に公衆衛生を確保し、また、公共用水域の水質を保全することで市民生活や社会経済活動を守るため、下水道施設の改築に対する国費負担を継続すること。

## 地域公共交通確保維持改善事業に係る補助要件の緩和等について

宮城県内において、地域間幹線バスは通院や通勤・通学など、地域住民の日常生活の移動を支える手段であり、特に高齢者や障害者といった交通弱者にとっては重要な役割を担っている。

地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）における補助要件緩和措置が令和8年度まで延長され、地域公共交通ネットワークの維持・確保が図られてきたところであるが、県内の多くの地域では、少子高齢化の進行や地方から都市部への人口流出などに伴う人口減少により、地域間幹線バス利用者の増加は見込めず、補助要件である1日当たりの実績輸送量を達成することは極めて困難な状況にある。

加えて、人件費、燃料費、物価の高騰により一般乗合旅客自動車運送事業者の経営環境は厳しさを増しており、運行に係る欠損額の拡大に伴い、市町村の財政的な負担も年々増加する状況にある。このままでは持続可能な地域公共交通ネットワークの維持が危ぶまれることから、地域の移動手段を維持し、交通空白地の発生を防止するためにも、制度の見直しが急務である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

### 記

地域間幹線系統確保維持費補助金の補助要件である対象期間の1日当たりの輸送量について、地域の特性・実情を踏まえ要件を柔軟に適用し、また、その緩和策を講じること。